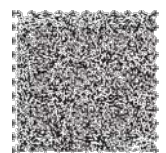


資料編

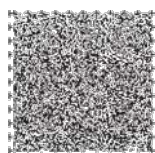


計画の策定経過や策定体系、及び
計画で参照したデータなどを紹介
します。

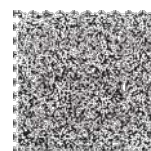
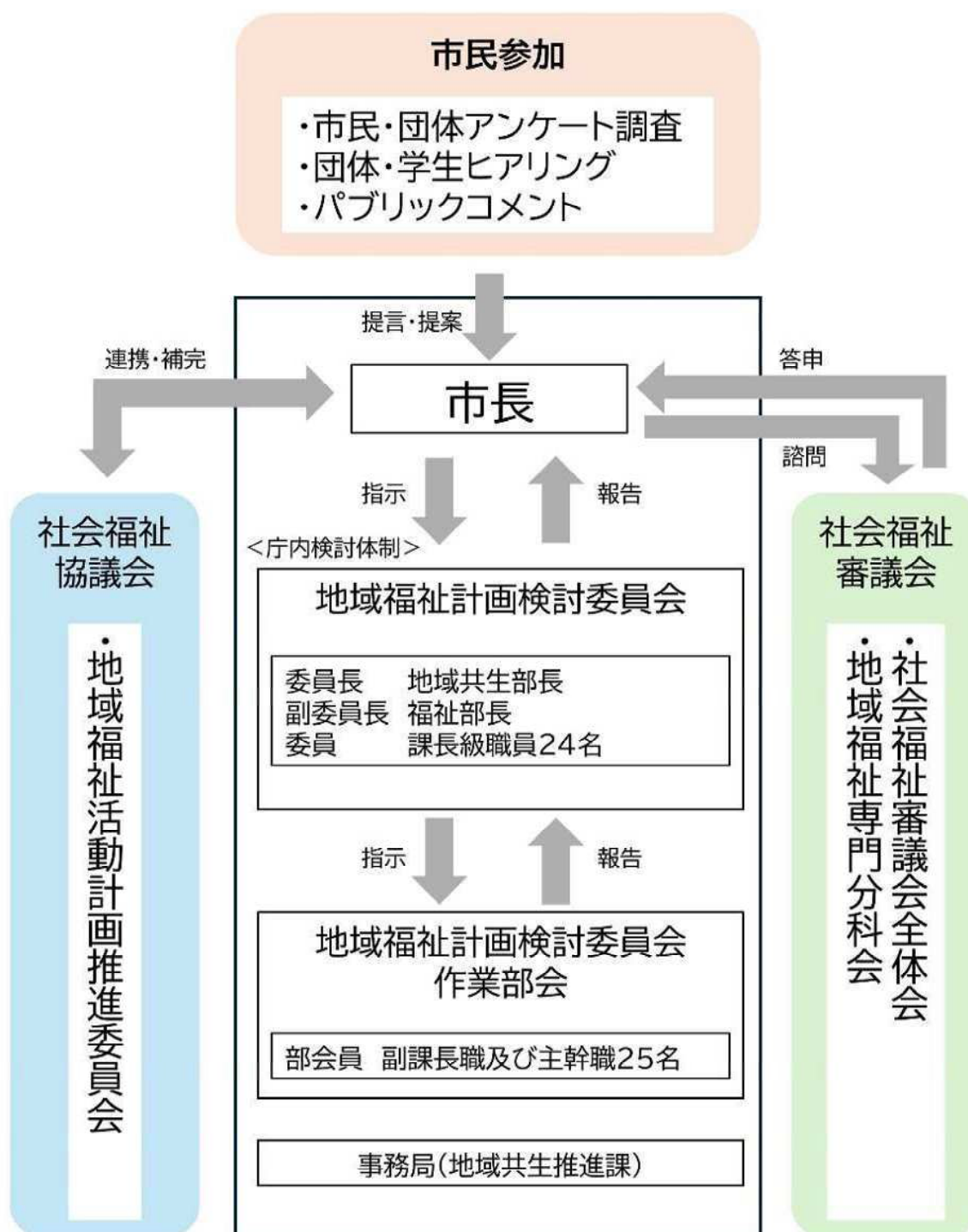


1 越谷市地域福祉計画 策定経過

年月	審議会	市民参加	庁内
令和6年(2024年) 3月			令和5年度第4回政策会議 (3/26)
令和6年(2024年) 5月	令和6年度第1回全体会 (5/31)		第1回検討委員会・作業部会 合同会議(5/17)
令和6年(2024年) 7月		市民アンケート調査 (7/24~8/13)	
令和6年(2024年) 8月	令和6年度第1回分科会 (8/1)		
令和6年(2024年) 9月		団体ヒアリング (9/13~10/3) 学生ヒアリング (9/13・9/26)	
令和6年(2024年) 10月			第2回作業部会(10/25)
令和6年(2024年) 11月	令和6年度第2回分科会 (11/29)		第2回検討委員会(11/5)
令和7年(2025年) 1月	令和6年度第3回分科会 (1/31)		第3回作業部会(1/21) 第3回検討委員会(1/23)
令和7年(2025年) 5月	令和7年度第1回全体会 (5/28)		
令和7年(2025年) 6月			第4回作業部会(6/25)
令和7年(2025年) 7月			第4回検討委員会(7/10)
令和7年(2025年) 8月	令和7年度第1回分科会 (8/4)		第5回作業部会(8/28)
令和7年(2025年) 9月			第5回検討委員会(9/24)
令和7年(2025年) 10月	令和7年度第2回分科会 (10/1)		令和7年度第5回政策会議 (10/10)
令和7年(2025年) 11月		地域福祉計画(素案) パブリックコメント (11/5~12/5)	
令和8年(2026年) 1月			第6回作業部会(1/21) 第6回検討委員会(1/29)
令和8年(2026年) 2月	令和7年度第3回分科会 (2/12)		
令和8年(2026年) 3月	全体会・答申式(3/25)		



2 計画策定体系



3 越谷市社会福祉審議会

1)越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 認定こども園に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

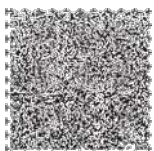
3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第 8 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第 9 条 第 5 条及び第 6 条の規定は、第 7 条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

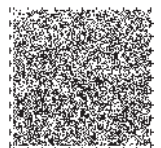
(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成 13 年条例第 25 号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成 18 年条例第 6 号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



- 3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 30 年条例第 71 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 41 号)抄

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 5 号)抄

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2)越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第 2 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

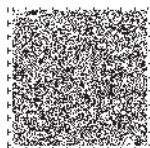
- 2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

- 3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

- 第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

- 2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。



(会議の通知)

第4条 委員長は、条例第6条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第7条 第4条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉総務課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子ども施策推進課
- (4) 地域福祉専門分科会 地域共生部地域共生推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

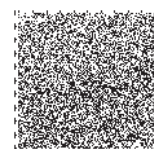
附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第9号)抄

(施行期日)

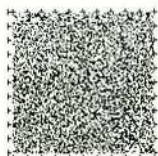
1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。



3)越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	選出母体(役職)	備考
永 福 徹	越谷市社会福祉協議会	
松 本 實	越谷市私立保育園・認定こども園協会	
高 野 雅 美	越谷市手をつなぐ育成会	
黒 田 幸 英	越谷市民生委員・児童委員協議会	
中 村 明	越谷市コミュニティ推進協議会	
幸 田 勉	越谷市自治会連合会	
桑 原 礼 子	やまびこ家族会	
横 井 雄一郎	越谷市PTA連合会	
川 島 衛	越谷地区保護司会越谷支部会	
会 田 眞理子	越谷市ボランティア連絡会	
中 村 幸 弘	越谷市薬剤師会	
田 村 慎 治	越谷市老人クラブ連合会	
高 島 恭 子	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科	分科会長
大 島 隆 代	文教大学人間科学部人間科学科	副分科会長
駒 崎 美佐子	公募委員	
渡 辺 静 代	公募委員	
谷 塚 祥 子	公募委員	
飛 田 俊 子	公募委員	

敬称略



4) 諮問答申

【諮問】

越 福 総 第 4 2 号

令和6年（2024年）5月31日

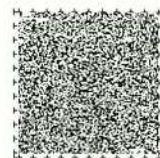
越谷市社会福祉審議会

委員長 小 澤 昭 彦 様

越谷市長 福 田 晃

第4次越谷市地域福祉計画の策定について（諮問）

第4次越谷市地域福祉計画の策定について、委員の皆様よりご意見を賜りたく、社会福祉法第107条及び越谷市社会福祉審議会条例第2条の規定により諮問いたします。



【答申】

令和8年(2026年)3月25日

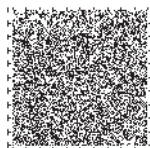
越谷市長 福 田 晃 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 小澤 昭彦

第4次越谷市地域福祉計画の策定について（答申）

令和6年5月31日付け越福総第42号で諮問のあった第4次越谷市地域福祉計画の策定について、別添のとおり答申します。



答申

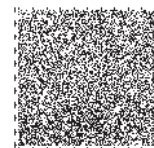
越谷市では、令和3年度から5年間を計画期間とする「第3次越谷市地域福祉計画」において、将来像に掲げた「地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～」の実現に向け、取り組みを進めてきました。

当審議会においては、現行計画で位置づけられた主要施策にかかる各事業の進捗等を確認いたしました。越谷市では自治会活動や市民による主体的な福祉活動、行政と連携した各種取り組みにより、地域福祉力の向上が図られていることに加え、複雑化・複合化した生活課題に対応するための包括的な支援体制の構築が、着実に進んでいると認識しています。

我が国では、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などが進む中で、家族や地域のつながりが以前にも増して希薄化しています。また、虐待、貧困、8050問題、老々介護、ヤングケアラー、ダブルケアといった複雑化・複合化した生活課題も顕在化しており、越谷市においても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えた、地域共生社会の実現を目指した取り組みが、より一層重要であると考えます。

当審議会では、計画の策定にあたり、地域共生社会の実現に向けた方向性、ならびに市民・事業者・行政等の役割分担や連携のあり方を示すことを基本的な考え方とし、審議を重ねてまいりました。その結果、第3次計画を継承しつつ、本市の福祉憲章の表現を一部取り入れ、基本理念を「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する」と決めました。そして、その実現に向けた3つの基本目標と7つの基本方針を掲げ、別冊のとおり「第4次越谷市地域福祉計画（案）」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

令和8年度を始期とするこの計画の実施にあたっては、本答申の趣旨や審議会において出された意見、提案等が尊重されるとともに、越谷市の地域福祉がより一層推進されることを望みます。



4 越谷市地域福祉計画検討委員会

1) 第4次越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

令和6年3月29日

市長決裁

(設置)

第1条 第4次越谷市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定のため、第4次越谷市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)地域福祉計画の策定に関すること。

(2)その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

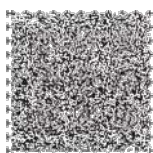
2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長職及び主幹職にある者をもって充てる。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は地域共生部地域共生推進課管理職、副部会長は福祉部福祉総務課管理職の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。



(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、地域共生部地域共生推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

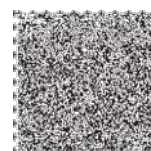
(施行期日)

この要領は、令和 6 年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員

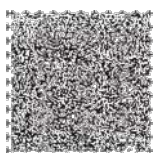
役職	職名
委員長	地域共生部長
副委員長	福祉部長
委員	危機管理室長
委員	市長公室人権・男女共同参画推進課長
委員	総合政策部政策課長
委員	市民協働部市民活動支援課長
委員	市民協働部くらし安心課長
委員	福祉部福祉総務課長
委員	福祉部生活福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	地域共生部地域共生推進課長
委員	地域共生部地域包括ケア課長
委員	地域共生部介護保険課長
委員	子ども家庭部子ども施策推進課長
委員	子ども家庭部子ども福祉課長
委員	子ども家庭部こども家庭センター長
委員	子ども家庭部保育入所課長
委員	子ども家庭部保育施設課長
委員	子ども家庭部青少年課長
委員	保健医療部健康づくり推進課長
委員	保健医療部保健総務課こころの健康支援室長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	都市整備部建築住宅課長
委員	教育総務部生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長
委員	学校教育部教育センター所長



別表第2(第6条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員

役職	課所名
部会長	地域共生部地域共生推進課
副部会長	福祉部福祉総務課
部会員	危機管理室
部会員	市長公室人権・男女共同参画推進課
部会員	総合政策部政策課
部会員	市民協働部市民活動支援課
部会員	市民協働部くらし安心課
部会員	福祉部福祉総務課
部会員	福祉部生活福祉課
部会員	福祉部障害福祉課
部会員	地域共生部地域包括ケア課
部会員	地域共生部介護保険課
部会員	子ども家庭部子ども施策推進課
部会員	子ども家庭部子ども福祉課
部会員	子ども家庭部こども家庭センター
部会員	子ども家庭部保育入所課
部会員	子ども家庭部保育施設課
部会員	子ども家庭部青少年課
部会員	保健医療部健康づくり推進課
部会員	保健医療部保健総務課こころの健康支援室
部会員	都市整備部都市計画課
部会員	都市整備部建築住宅課
部会員	教育総務部生涯学習課
部会員	学校教育部指導課
部会員	学校教育部教育センター



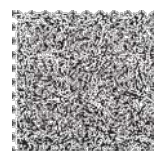
5 市民参加の取組

1)市民アンケート調査

- ①調査手法
- (1) 調査対象 : 市内在住16歳以上の市民
 - (2) 調査方法 : 郵送配付・郵送または WEB 回答
 - (3) 対象者数 : 3,000 人
 - (4) 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
 - (5) 調査期間 : 令和 6 年 7 月 24 日～8 月 13 日
 - (6) 回収率 : 42.4%(1,271 件/3,000 件)
- ②調査項目
【全 27 問】
- (1) 基礎的事項(属性等) (問1～6)
 - (2) 地域とのつながりや地域活動について (問7～12)
 - (3) ボランティア・NPO 活動について (問13～14)
 - (4) 地域生活における不安や悩み・相談窓口に関して (問15～20)
 - (5) 成年後見制度に関して (問 21～23)
 - (6) 再犯防止に関して (問24～25)
 - (7) 越谷市の地域福祉全般について (問26～27)

③調査結果の概要

項目	調査概要
近所とのつきあいについて	・近所とのつきあいは「あいさつをする程度」、「立ち話をする程度」が多い。 ・近所づきあいが無い理由は「日中、仕事などで家にいないので知り合う機会がない」、「付き合いをはじめるきっかけがない」が多い。 ・近所とのつきあいの希望は「災害や急病など、いざという時に助けあえるような付き合い」が最も多い。
ボランティア・NPO 活動について	・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「単発・短時間で参加できる活動を増やす」が最も多い。
孤独や孤立の状況	・普段の生活で孤独や孤立を感じる要因は「一人暮らし」が最も多く、次いで「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が多い。
行政からの情報発信について	・行政からの情報・お知らせを知るために希望する媒体や手段は「越谷市公式ホームページ」「市の広報」が多い。
成年後見制度に関して	・利用しやすくするために必要なことは、「制度について内容を知る機会が充実すること」「利用するための手続きがわかりやすくなること」が多い。
再犯防止に関して	・力を入れていくべき施策は「警察署など関係機関との連携」が多い。



2) 団体・企業アンケート調査

①調査手法

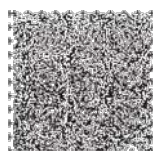
- (1) 調査対象 : 地域で活動する団体・企業
- (2) 調査方法 : 郵送配付・郵送または WEB 回答
- (3) 対象団体数 : 915 団体
- (4) 調査期間 : 令和 6 年 7 月 24 日～8 月 13 日
- (5) 回収率 : 76.1%(696 件/915 件)

②調査項目【全 17 問】

- (1) 基礎的事項(属性等) (問1～2)
- (2) 地域活動状況について (問3～8)
- (3) 活動上の課題や他団体等との連携について (問9～12)
- (4) 地域福祉や地域活動の活性等について (問13～17)

③調査結果の概要

項目	調査概要
団体アンケート	・運営上の課題として、スタッフの不足や、スタッフの活動意欲の維持が挙げられる。 ・活動を通して市民から受けたことがある相談の内容は「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」が多い。 ・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「一人で気兼ねなく参加できる機会を増やす」が多い。 ・市役所・社会福祉協議会に期待する支援は、「活動上必要な情報の提供」が多い。
企業アンケート	・運営上の課題として、「他団体や事例等の情報不足」「支援を必要とする人の情報不足」が挙げられる。 ・活動を通して市民から受けたことがある相談の内容は「経済的に困窮している」「子育て・育児で悩みを抱えている」が多い ・ボランティアや NPO 活動を広げるために必要だと思うことは、「身近な地域(自宅の近く等)で活動に参加できる機会を増やす」「学校教育の一環として地域活動やボランティア活動を活発に行う」が多い。 ・市役所・社会福祉協議会に期待する支援は、「活動上必要な情報の提供」が多い。



3) 団体ヒアリング

① 調査手法

- (1) 対象団体 : 地域で活動する団体
- (2) 実施方法 : 対面による意見交換
- (3) 対象団体数 : 39団体
- (4) 調査時期 : 令和6年9月～10月

② 当日のプログラム

- 1 はじめに(本日の目的)
- 2 第4次越谷市地域福祉計画について
- 3 アンケートの結果一部紹介
- 4 意見交換
 - テーマ①「地域での活動を行う上で、連携・協力関係がある団体や組織」
 - テーマ②「今後連携・協力関係を深めたい団体や組織」
 - テーマ③「地域の中での困りごと等の相談を受けて、相談を解決するために必要と感じた(あったらいいなと感じた)もの」

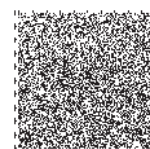
4) 学生ヒアリング

① 調査手法

- (1) 対象団体 : 埼玉東萌短期大学・埼玉県立大学・文教大学
- (2) 実施方法 : 対面によるワークショップ形式
- (3) 調査時期 : 令和6年9月13日・令和6年9月26日

② 当日のプログラム

埼玉東萌短期大学	埼玉県立大学・文教大学
1 はじめに(本日の目的) 2 第4次越谷市地域福祉計画について 3 市内の大学生による地域活動・ボランティア活動のご紹介 4 アンケートの結果紹介 5 意見交換(グループワーク) テーマ①「地域やボランティア団体、NPOなどで活動したこと、ある？」 テーマ②「どんなきっかけや条件があれば、活動を楽しめそう?(参加できそう?)」 (約30分)	1 はじめに(本日の目的) 2 越谷市について 3 第4次越谷市地域福祉計画について 4 市内の大学生による地域活動・ボランティア活動のご紹介 5 アンケートの結果(速報版)紹介 6 意見交換(グループワーク) テーマ①「～これまで・今・ミライ…自分にとって支えやサポートになったもの、ミライにあったらいいなとおもうこと」 テーマ②「地域やボランティア・NPOでの活動について」 (約2時間)



5)パブリックコメント

①実施概要

- (1) 意見募集期間 : 令和7年11月5日～令和7年12月5日
- (2) 周知方法 : 市ホームページへの情報掲載、広報こしがや11月号への記事掲載、越谷 city メールによる周知
- (3) 意見提出方法 : 各施設に設置した意見箱への投函、郵送、FAX、電子メール、電子申請
- (4) 意見箱設置場所 : 全15か所(市役所地域共生推進課窓口、情報公開センター、各地区センター(13 か所))
- (5) 意見数 : 意見提出者数:3人、意見数:5件
(意見箱1人、電子メール1人、電子申請1人)

②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること					
「第1章 計画の概要」に関すること	2	2			
「第2章 現状と課題」に関すること	1		1		
「第3章 計画の方向性」に関すること					
「第4章 施策の展開」に関すること	2		1	1	
「第5章 計画を推進するために」に関すること					
合計	5	2	2	1	

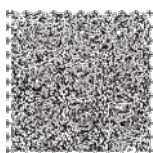
<市の考え方の区分>

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します。

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています。

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします。

D:その他



6 関係法令

1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）

第一章 総則

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

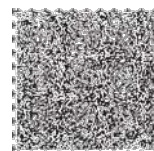
（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備



(包括的な支援体制の整備)

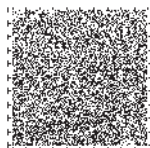
第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業



- 二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- 二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。



5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

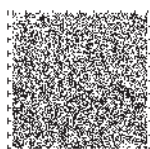
第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

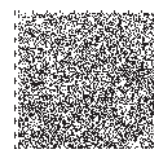
一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。



3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）（抜粋）

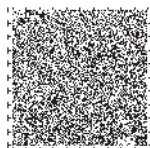
生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

貴職におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいただくようご配慮いただくとともに、都道府県においては、市町村地域福祉計画の策定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

（別添） 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画 及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。
2. 生活困窮者の把握等に関する事項 本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項 相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。
4. その他の留意事項等



4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

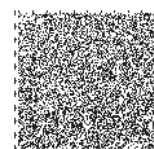
第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



7 用語集

※ 〈 〉 内の数字は該当ページ数（複数回使用している場合は、その最初のページ）

【A-Z・数字】

ACP（人生会議） 〈44〉

「Advance Care Planning」の略。もしもの時に、自分が望む医療やケアを受けるために、本人、家族、医療・ケアチームと元気なうちから繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。

DV 〈48〉

「Domestic Violence」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配・コントロールしようとする行為。殴る・蹴るといった「身体的暴力」以外にも、「精神的暴力・モラルハラスメント」、「性的暴力」、「経済的暴力」、こどもに暴力を振るうなどと脅す「こどもを利用した暴力」など、こころとからだを傷つけるさまざまな暴力がある。

NPO 〈36〉

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

PTA 〈40〉

「Parent Teacher Association」の略。各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育団体。

SDGs 〈22〉

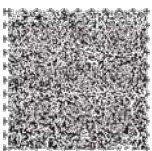
「Sustainable Development Goals」の略。2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

SNS 〈19〉

「Social Networking Service」の略。インターネット上で社会的なつながり(Social Network)を築くことができるサービスで、参加者がインターネット上で互いに情報交換したり、コミュニケーションをとることができる。

8050問題 〈2〉

引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化すれば親も高齢となり、収入や介護に関してなどの問題が発生するようになるが、これは「80歳代の親と50歳代のこどもの親子関係での問題」であることから、「8050問題」と呼ばれる。



【あ〜か行】

アウトリーチ <16>

外に(アウト)手を差しのべる(リーチ)ことを意味する用語。福祉分野では主に、相談機関や職員などが地域に自ら出向いて、現場や相手と向き合い、相談につながらない潜在的な困りごとなどに対して、問題解決に向けて取り組むこと。

オレンジカフェ（認知症カフェ） <54>

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などができる場所。

クラウドファンディング <36>

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。特定の事業を実施するために必要な経費をインターネットなどを通じて広く不特定多数の者から集める資金調達の仕組みのこと。越谷市での取り組みは P.41 を参照。

ゲートキーパー <33>

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

更生保護女性会 <69>

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年少女の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。

こどもまんなか社会 <36>

全てのこども・若者が平等に権利を保障され、自立した個人として心身ともに健やかに成長することができ、将来にわたって幸せに生活することができる社会ビジョン。

コミュニティ推進協議会 <40>

市内全 13 地区に設置されている、地区コミュニティを構成する団体の相互の連携と協調を図る組織。

【さ行】

自主防災組織 <82>

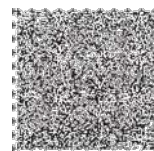
「自分たちのまちは自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、地域の方々が自発的に初期消火、救出救助、給食給水などの防災活動を行う組織。

自治会 <11>

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

児童館 <38>

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。



市民活動支援センター <38>

まちづくりや多文化共生に取り組む方の活動を支援し、推進するための拠点施設。

社会福祉協議会 <42>

社会福祉法に基づき、市町村・都道府県に設置されている「地域福祉の推進」を目的とした福祉団体。地域ボランティアや福祉・保健・医療の関係者との協力により、様々な福祉事業を展開している。

社会福祉法人 <40>

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。

重層的支援体制整備事業 <3>

P. 72 内包計画参照 こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する支援体制を構築するための事業。

障がい者等基幹相談支援センター <12>

年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、障がいに関する一般的な相談業務に加え、他の相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言を通じた人材育成の支援、地域の協議会の運営を通じた地域づくりの業務などを行う。

生涯学習リーダー <33>

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境づくりを推進するため、市内外で活動している生涯学習に関する講師・指導者。

食生活改善推進員 <33>

地域の人々とともに食生活を通じて元気で活力ある健康なまちづくりを推進していくボランティアのこと。市内においても保健センターや各地区センター・公民館で料理教室の開催などの活動を行っている。

自立相談支援 <12>

P. 64 内包計画参照。失業などによる経済的な問題、家庭や健康上の問題などで生活に困窮している方を支援する事業。

シルバー人材センター <86>

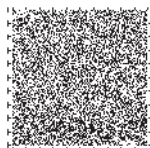
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭などから仕事を引き受け、働くことをとおして社会に参加することを目的としている。

成年後見制度 <13>

P. 60 内包計画参照。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対し、預貯金の管理などの財産管理や、日常生活に関わる契約などの身上保護を支援する制度。

赤十字奉仕団 <40>

「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人びとによって市区町村ごとに組織されたボランティア団体。



【た～な行】

多文化共生 <32>

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

ダブルケア <2>

育児と介護の同時進行の状況のこと。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

男女共同参画支援センター <32>

学習・交流・情報・相談の4つの機能を持つ男女共同参画推進の拠点施設。性別にかかわらず、一人ひとりの考えや生き方が尊重され、さまざまな分野への参画の機会やそれぞれの個性を活かせる場を提供している。

地域共生社会 <3>

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域子育て支援センター <38>

社会全体で子育てを応援するための地域の拠点。子育て講座や子育てサークルの活動支援などを行う。

地域生活支援拠点 <48>

障がい者の重度化・高齢化などを見据えた地域での居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能として、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。

地域包括支援センター <12>

高齢者に関する総合相談をはじめ、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置されている。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互に連携しながら業務にあたっている。

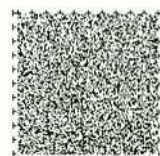
認知症サポーター <31>

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者。認知症の人やその家族をさりげなく気にかける、話を聞いたり相談に乗る、ボランティア活動を行うなど活動内容は人それぞれとなっている。

【は～ま行】

ファミリー・サポート・センター <33>

小学校修了までのこどもを対象とし、こどもの預かりや保育施設までの送迎などを、地域で助け合う子育て支援ネットワークのこと。センターでは、子育ての援助を行いたい「提供会員」と援助を受けたい「利用会員」の連絡調整を行っている。



福祉SOSゲーム <30>

「S:社会資源」、「O:お悩み」、「S:相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載されたマップ」と「様々な困りごとを抱える世帯のケースカード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うための研修ツールのこと。

福祉避難所 <84>

高齢者、障がい者(児)、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所。

福祉保健オンブズパーソン制度 <80>

福祉保健サービスの利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情について、公正・中立な立場で迅速に対処するための仕組み。福祉・保健に関する知識を持つオンブズパーソンがサービス利用者からの苦情申し立てを受け、利用者の権利を守り、より良いサービスの提供をめざす。

フレイル <33>

年齢とともに心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下して、要介護状態に近づくこと。

プレーパーク <38>

通常の公園では禁止されている、穴掘り、木登り、泥んこ遊びや、火を使った遊びなど、自由な発想で様々な遊びを体験できる遊び場のこと。

ヘルプカード <84>

障がいのある方など周囲の手助けが必要な方が、日常生活で困った際や緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード。

保育ステーション <38>

利便性の高い駅前において、就学前のこどもを対象とし、一時預かり、育児相談、子育て講座などを実施している。

保護司 <69>

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える法務大臣からの委嘱を受けた民間のボランティア。P. 68 内包計画を参照。

ボランティアセンター <11>

市民のボランティア活動の相談、調整、支援を行う機関。ボランティア団体などと協力し、福祉体験学習の実施なども行っている。

【や〜わ行】**ユニバーサルデザイン <85>**

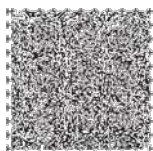
障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのこと。

レスパイトサービス <48>

介護や支援を担う家族などの心身の負担を軽減するため、本人の生活や安全を確保しつつ、一時的に介護・支援を代替することにより、介護者の休息を確保するための援助のこと。

ワンストップ <48>

複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となる支援のこと。



第4次越谷市地域福祉計画

令和8年4月発行

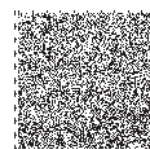
発行 越谷市

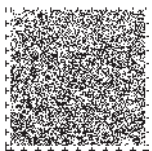
〒343-8501

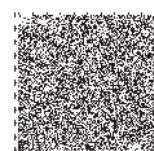
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

URL <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>









こしがや

